

特集2

所得税・市県民税の申告はお早めに

私たちが対応します。

問▶ 刈谷税務署 (☎21)6211)
市市民税課 (☎71)2214)

◎申告するには

■申告が必要な場合(主な例)

- 昨年1月1日～12月31日に次の①～⑦の収入があった場合、申告が必要です。
- ① 営業、農業、不動産などの収入
 - ② 2カ所以上からの給与
 - ③ 生命保険契約などに基づく満期および解約などの収入
 - ④ 株式などの配当金
 - ⑤ 所得税の源泉徴収がされていない収入
 - ⑥ 土地、建物などの譲渡収入
 - ⑦ 公的年金・遺族年金や障害者年金を除くなどの収入
- ※収入が400万円以下で、かつ公的年金以外の所得が20万円以下の人は、確定申告は不要です。

■申告書の発送

昨年の状況に基づき、市県民税申告書を1月下旬に市役所から、確定申告書を2月上旬に税務署から送付する予定です。ただし、昨年パソコンなどを利用して確定申告した人には送付しない場合があります。

なお、申告書などは刈谷税務署のほか、市市民税課・各支所出張所でも配布します。市の施設にある申告書類は数に限りがあります。

■刈谷税務署会場

- **開設期間** 2月13日(金)～3月16日(月)午前9時～午後5時(土)(日)を除く。ただし、2月22日(日)、3月1日(日)は開設します。
- ※受け付けは午後4時まで。
- **場所** 左上図のとおり
- **その他** 還付申告書のみ開設期間前でも提出できます

■申告書の提出

記入した申告書は、各会場へ持参または、郵送で提出できます。市県民税申告書は市役所、確定申告書は刈谷税務署へ提出してください。

確定申告書を提出する際は、1枚目のみを提出し、申告書の控え(2枚目)は必ず手元に残してください。

市役所会場で提出する確定申告書には、控えに収受印を押すことができます。収受印が必要な場合は、刈谷税務署へ返信用封筒を同封して郵送するか、持参してください。

■インターネット申告

国税庁ウェブサイト「確定申告書作成コーナー」で、確定申告書が作成できます。自宅でも作成できますので、ぜひご利用ください。

■申告に必要なもの(主な例)

- 書類はいずれも原本を提出。
- ① 源泉徴収票など、収入金額がわかるもの(必要に応じ、配偶者の分も)
 - ② 生命保険料、地震保険料、損害保険料などの支払証明書
 - ③ 社会保険料の納付額証明書または領収書
 - ※国民健康保険税・介護・後期高齢者医療保険料の納付額証明書は、市から該当者へ1月23日(金)に発送します。年金引き落としの人は、源泉徴収票に金額が記載されています。国民年金保険料については、刈谷年金事務所にて、控除証明書の交付を受けてください。
 - ④ 医療費の領収書
- ※事前に領収書の合計額と保険表のとおり

◎申告会場

いずれの会場も大変混雑します。時間に余裕をもってお越しください。

駐車場には限りがありますので、あんくるバスなど公共交通機関で来場してください。

■出張申告相談会場・市役所相談会場

出張申告相談会場・市役所相談会場		
とき	ところ	対象地区(目安)
2月3日(火)	南部公民館	東端・根崎・城ヶ入町
2月4日(水)		石井・和泉町
2月5日(木)	桜井福祉センター	東・姫小川・小川・野寺・寺領・木戸・藤井町
2月6日(金)		堀内・川島・村高・桜井町
2月12日(木)	北部公民館	宇頭茶屋・浜屋・東栄・今本町
2月13日(金)		里・橋目・柿碓・尾崎町
2月16日(月)～3月16日(月)(土)(日)を除く	市役所	市内全域

※時間はいずれも午前9時～午後4時。どの地区でも受け付けできます。

※2月16日(月)～27日(金)は、市職員のほかに税理士も申告相談に応じます。

控除の申告、忘れていませんか？

控除を受けると、税金が安くなったり、還付されたりする場合があります。控除を受けるには申告が必要です。

■住宅借入金の特別控除

住宅借入金を利用して、自宅の新築・購入などをし、昨年中に入居した場合の申告には、次の書類が必要です。

- 住民票の写し
- 家屋の登記事項証明書
- 請負・売買契約書など家屋の取得価額が分かる書類の写し、交付を受けた補助金の額が分かる書類
- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- 敷地などの登記事項証明書、売買に係る契約書の写し
- 前ページ「申告に必要なもの」で該当するもの

■要介護認定がある人の控除

- ① 障害者控除対象認定書
- 身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、この認定書で障害者控除を受けることができる場合があります。

② おむつ代の医療費控除の確定書

市発行の確定書で、医師発行のおむつ使用証明書にかえることができる場合があります。

- **対象** 要介護認定1～5の人 ① ↓65歳以上の人 ② ↓寝たきり状態で、昨年も同様の申告をした人
- **申し込み** 介護保険証を持って社会福祉課(☎71)2223へ
- ※認定書・確認書は、申し込み後1週間程度で送付します。

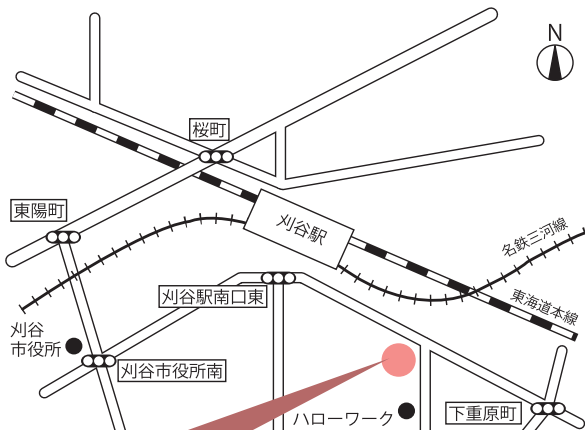
■その他の控除

条例で指定を受けたNPO法人に寄付をした場合などの控除もあります。

詳しくは刈谷税務署、市市民税課へ問い合わせてください。



刈谷税務署位置図



刈谷税務署(刈谷合同庁舎)
〒448-8523 刈谷市若松町1-46-1



期間中は、大変な混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

- 次の申告相談は刈谷税務署へ
- ① 営業・農業・不動産所得の申告
 - ② 土地・建物・株式などの譲渡所得の申告
 - ③ 申告分離課税を選択する上場株式などの配当所得、先物取引による雑所得の申告
 - ④ 相続・贈与などに係る生命保険契約などに基づく年金の申告
 - ⑤ 贈与税・相続税・消費税の申告
 - ⑥ 住宅借入金など特別控除の初回申告
 - ⑦ 住宅耐震改修、認定長期優良住宅などに係る特別控除の申告